

# 中国における犯罪被害者の 権利保護について

肖 萍<sup>※</sup>

- I はじめに
- II 中国における犯罪被害者の法的地位
- III 実務における被害者の訴訟上の権利の行使とその検討
- IV 結語

## I はじめに

中国における刑事司法制度において、被疑者・被告人については、適切な訴訟手続が保障されるよう配慮され、さまざまな権利が認められてきた。これに対し、犯罪被害者については、1996年の「中華人民共和国刑事訴訟法」（以下、刑事訴訟法という。）第一回目の改正により、法律的には、被疑者・被告人と同じ刑事訴訟の当事者として扱われることになったにもかかわらず、実務的には、長年にわたり、手続的な保障や権利の保障が十分になされない状態にあった。

近年、被害者の保護・救済が重要な問題として認識されるようになったが、主に経済的支援の視点から注目されてきた。第十二期全国人民代表大会常務委員会は、「犯罪被害者救助法」の立法を計画している。立法に向けて、被害者の経済的支援についての諸国の制度及び経験を検討している。他方、刑事手続における犯罪被害者の手続的な権利保障に関する議論は欠けている。

刑事訴訟法の規定により、広義の犯罪被害者は、公訴事件における被害者、私訴事件における私訴人及び刑事付帯民事訴訟における付帯民事訴訟の原告人を含

---

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第15巻第2号 2016年7月 ISSN 1347-0388

※ 北京師範大学法学院、刑事法律科学研究院副教授

む。狭義の犯罪被害者は、公訴事件における被害者のみを指す。付帯民事訴訟は民事訴訟であり、私訴は、公訴とまったく異なる手続となる。本稿では、狭義の犯罪被害者である、公訴事件における被害者のみを取り上げ、望ましい被害者の訴訟上の権利保障のあり方を検討する。

## II 中国における犯罪被害者の法的地位

1979年7月1日に、刑事訴訟法が第五期全国人民代表大会第二回会議において採択された。その後、1996年及び2012年に二回改正されている。1996年の改正により、刑事訴訟法における犯罪被害者の法的地位は、単なる訴訟関係人から当事者になった。

元々1979年刑事訴訟法においては、当事者とは、私訴人、被告人、付帯民事訴訟の原告人及びその被告人を指し、訴訟関係人とは、当事者、被害者、法定代理人、弁護士、証人、鑑定人及び通訳者を指す（第58条）、とされていた。従って、1979年刑事訴訟法では、犯罪被害者は訴訟関係人であった。

1996年3月17日に、第八期全国人民代表大会第四回会議において、刑事訴訟法の第一回目の改正が行われた。それに伴い、犯罪被害者の訴訟上の地位に関する規定が変更された。同法第82条の規定<sup>1)</sup>において、当事者とは、被害者、私訴人、犯罪被疑者、被告人、付帯民事訴訟の原告人及びその被告人を指し、訴訟関係人とは、当事者、法定代理人、訴訟代理人、弁護士、証人、鑑定人及び通訳者を指すとしている。即ち、被害者は、訴訟関係人であり、当事者である。

勿論、法改正後に、被害者の法的地位が単なる訴訟関係人から当事者に改められたことに関して、学者の評価は様々であった。賛同者は、被害者の権利保護、被疑者・被告人の訴訟上の権利とのバランスの維持又は司法権力に対する監督などの視点から立法の理念を支持した<sup>2)</sup>。さらに、検察側、弁護側及び裁判所側の「三角構造」から、検察官、被害者、被告人及び裁判官の「四角構造」に変わる

1) 2012年3月14日に第二回目の刑事訴訟法改正により、第106条の規定になった。

2) 楊立新. 关于被害人诉讼地位的比较研究 [J]. 上海市政法管理干部学院学报, 2001, (02): 27-32.

べきという極めて積極的な意見もあった<sup>3)</sup>。中立者は、被害者は当事者であるが、完全な当事者としての訴訟上の権利を有せず<sup>4)</sup>、従属的な当事者であると主張した<sup>5)</sup>。反対者は、被害者を公訴事件の訴訟当事者とすることに一定の意義を認めつつも、法理においては整合性がとれず、実務においても、弊害が多くて利点が少ないと主張した<sup>6)</sup>。

改正後の刑事訴訟法では、被害者の権利保護のため、以下の四項目の内容が追加された。第一、被害者は、被告人に対し刑事責任を追及すべきことを証明する証拠を有するにもかかわらず、公安機関又は人民検察院がその刑事責任を追及しなかった場合には、人民法院に対し、被告人を起訴する権利を有する。第二、被害者は、捜査人員、検察官又は裁判官などに裁判の公正を妨げる可能性のある事由が存在すると考える場合には、当該人員の忌避を申請する権利を有する。第三、被害者は、訴訟代理人に委託し、刑事訴訟に参加させることができる。第四、被害者は、第一審判決に不服がある場合において、人民検察院に対し控訴するよう請求する権利を有する。

被害者は、当事者として、自らの言語文字使用权、告訴権<sup>7)</sup>、忌避申請権、法廷裁判参加権及び不服申立て権<sup>8)</sup>など、その他の当事者と共通する訴訟上の権利を有するが、それ以外に、刑事訴訟法により、以下のように専有的な権利を有する。

1、通報権又は告訴権及び立件しない事件に対する申し出の権利。立件の段階において、まず、被害者は、その人身又は財産的権利を侵害したという犯罪事実又は被疑者について、公安機関、人民検察院又は人民法院に通報又は告訴をする

3) 房保国. 被害人的刑事程序保护 [M]. 北京: 法律出版社, 2007: 100-142.

4) 刘东根. 犯罪被害人地位的变迁及我国刑事立法的完善 [J]. 中国人民公安大学学报, 2007, (02): 30-38.

5) 吕敏、王宗光、章玮. 论公诉案件被害人的诉讼地位及权利保障 [J]. 中央政法管理干部学院学报, 1999, (3): 9-11.

6) 龙宗智. 被害人作为公诉案件诉讼当事人制度评析 [J]. 法学, 2001, (04): 31-35.

7) 当事者が、捜査人員、検察人員又は法院人員による、訴訟上の権利を侵害し、又は人身を侮辱する行為について、告訴する権利である。

8) 裁判監督手続きにおいて、被害者は、すでに法的効力を生じている判決及び裁定について、人民法院又は人民検察院に不服申立てをする権利を有する (刑事訴訟法第 241 条)。

権利を有する（第108条）。人民法院、人民検察院又は公安機関は、犯罪事実が存在せず、又は犯罪事実が著しく軽微で、刑事責任を追及する必要がないと認めるときは、立件せず、かつ、立件しない理由を告訴人に通知する。告訴人は、不服があるときは、再議を請求することができる（第110条）。被害者は、公安機関が立件し、捜査すべき事件について立件せず、捜査しなかったとして、人民検察院に申し出る権利を有する。その場合には、人民検察院は、公安機関に対し、立件しなかった理由を説明するよう要求しなければならない（第111条）。

2、補充鑑定又は再鑑定を申請する権利。捜査段階において、被害者は、補充鑑定又は再鑑定を申請する権利を有する（第146条）。

3、訴訟代理人に委託する権利。起訴審査段階において、まず、刑事訴訟法第44条の規定により、被害者又はその法定代理人若しくは近親者は、事件が起訴審査のため移送された日から、訴訟代理人に委託する権利を有する。そのため、人民検察院は、起訴審査のため移送された事件の資料を受領した日から3日以内に、被害者又はその法定代理人若しくは近親者に対し、訴訟代理人を委託する権利を有することを告知しなければならない。

4、意見陳述権。被害者は、人民検察院に対して、意見を陳述する権利を有する（第170条）。

5、不起訴事件に対する申立ての権利及び直接的な起訴の権利。刑事訴訟法第176条の規定により、被害者は、人民検察院の不起訴決定について、不起訴決定書を受領する権利を有し、かつ、一級上の人民検察院に申立て、公訴を提起するよう請求することができる。人民検察院が不起訴の決定を維持する場合には、被害者は、人民法院に起訴をすることができる。また、被害者は、（一級上の人民検察院への）申立てを経ず、直接に人民法院に起訴することもできる。

6、公訴すべき事件に対する私訴提起権。刑事訴訟法第204条の規定により、被害者は、被告人による被害者の人身又は財産的権利への侵害行為について、法によって刑事責任を追及すべきことを証明する証拠を有するにもかかわらず、公安機関又は人民検察院が被告人の刑事責任を追及しなかった事件について、人民法院に起訴することができる。

7、その他訴訟参加権。審理手続きにおいて、被害者は、起訴状に記載した犯

罪事実について陳述し、また、裁判長の許可を得て、被告人に尋問することができる（第186条第1項、2項）。

8、控訴請求権。刑事訴訟法第218条の規定により、被害者又はその法定代理人は、地方各級人民法院の第一審判決を不服とするときは、判決書を受け取った日から5日以内に、人民検察院に控訴を提起するよう請求する権利を有する。人民検察院は、被害者又はその法定代理人の請求を受理した日から5日以内に、控訴するか否かの決定を行い、かつ、請求人に通知しなければならない。

被害者の保護・救済が重要な問題として扱われることになった現在、犯罪被害者が刑事訴訟において当事者であることは、もはや議論の対象ではなくなっている。そして、法律上、犯罪被害者には、比較的広い訴訟上の権利が与えられている。しかし、実務においては、犯罪被害者の訴訟上の権利が十分保護されているとは言いがたい。以下においてその理由を考えたい。

### Ⅲ 実務における被害者の訴訟上の権利の行使とその検討

#### 1. 通報権又は告訴権

刑事訴訟法により、被害者は通報権及び告訴権を有するとされている。しかし、実務においては、捜査機関（主に公安機関）が立件の決定権を持っているため、公安機関がある原因に基づいて立件しないとの決定を行った場合には、被害者は、刑事手続を通じて犯罪を追及することができなくなる。

立件は、公訴事件にとって刑事訴訟の始まりであり、独立の訴訟段階である。また、立件は、捜査、起訴及び裁判活動の前提と基礎でもある。立件の要件は、「刑事責任を追及する必要がある犯罪事実が存在すると認めた」ときとされる。従って、「犯罪事実が存在せず、又は犯罪事実が著しく軽微で、刑事責任を追及する必要がないと認めたとき」は、立件しない。この場合には、立件しない理由を被害者（告訴人である場合）に通知する。本来ならば、立件手続は警察、検察機関の捜査手続が開始するための確認手続であり、必要な手続を履行するよう要求し、勝手に捜査手続が開始するのを防止するためのものである。しかし、実務上、立件後、捜査が難航する可能性があったり、捜査後不起訴の可能性が高いな

どの理由で、立件手続きを避けたがるケースはよく見られる。この立件手続きを避ける現象は、現行の警察と検察の関係に、何らかの問題が存在していることの現れと考えられよう。

刑事事件として立件されない場合において、被害者に不服があるときは、刑事訴訟法により、三つの救済方法がある。まず、一つ目は、行政再議である。即ち、告訴人は、立件しない旨の決定に不服があるときに、公安機関に再議を請求することができる。二つ目は、検察院の立件監督である。即ち、被害者が、公安機関が立件し、捜査すべき事件を立件せず、捜査しなかったとして人民検察院に申し出たとき、人民検察院は、公安機関に立件しなかった理由を説明するよう要求しなければならない。人民検察院は、公安機関が立件しなかったことに理由がないと認めるとき、公安機関に立件するよう通知しなければならず、公安機関はその通知を受け取った後、立件しなければならない。三つ目は、私訴の提起である。即ち、Ⅱの6で述べた公訴すべき事件に対する私訴提起権のことであり、被害者が、公安機関、検察院が立件すべきにもかかわらず立件しなかった事件について、「公訴から私訴に変更」し、直接法院に私訴を提起する方法である。

しかし、以上の救済方法により、不立件の問題が解決できるであろうか。以上の救済方法を検討してみる。

まず、行政再議の方法である。2012年に公安部が公布した「公安機関が刑事事件を処理する手続に関する規定」第176条は、「告訴人は、立件しない旨の決定に不服があるときに、立件しない旨の通知書を受け取った日から7日以内に決定を行った公安機関に再議を申請することができる。公安機関は、再議の申請を受け取った日から7日以内に決定し、かつ、書面で告訴人に通知しなければならない。告訴人は、立件しない旨の再議の決定に不服があるときに、再議決定書を受け取った日から7日以内に一級上の公安機関に再審査を申請することができる。一級上の公安機関は、再審査の申請を受け取った日から7日以内に決定しなければならない。上級公安機関が立件しない旨の決定を取消した場合には、下級公安機関は執行しなければならない。」と規定している。まず、再議の申請については、立件しない旨の決定を行った公安機関に提出されるので、同一機関が同一事件に対して、まったく異なる決定を行うことは稀である。再議を経た後の再審査

の申請については、時間がかかる上、手続が複雑であるため、被害者がこの方法を選ばないことが多いであろう。

第二は、検察院の立件監督という方法である。この「外部から」の監督は、元々、立件すべき事件が立件されなかったという誤りを正すためのものである。しかし、検察院の監督に対し、公安機関が拒否し、執行しない場合には、その対応方法が法律に定められていないため、被害者も、検察院も、それ以上公安機関に立件を求める手立てはない。そして、検察院による立件監督は、公安機関の立件すべき事件だけが監督の対象であるため、検察院が管轄する国家機関の公務員の職権犯罪事件について立件されない場合、被害者にはやはり救済を受ける方法がない。

第三は、私訴を提起する方法である。このような事件は、本質的には公訴事件であり、公安機関又は検察院が立件しなかった場合にのみ、被害者は自ら私訴を提起することができる。従って、被害者による私訴提起の前提として、公安機関又は検察院が立件しない旨を決定した事実が必要である。さらに、このような事件について私訴を提起するために、被害者は、公安機関又は検察院から立件しない旨の通知を受けることにより、立件しないことを知り、かつ、公安機関又は検察官が立件しないことの証拠を有することが必要である。しかしながら、公安機関又は検察院は、正当な理由がなく立件しないとき、「立件しない旨の決定書」を出さない場合が多い。また、被害者は、証拠収集の能力が比較的低いうえに立証責任を負わされるため、私訴を提起したとしても、自らの権利を十分に守れるとは考えにくい。

従って、被害者の通報権又は告訴権を実現するために、まず、公安機関又は検察院は、必要があるとき、被害者に対し既に把握した情報及び証拠などを提供すべきである。また、立件されなかった事件について被害者に不服がある場合には、法院に司法審査を申立てる方法も考えられる。法院がその事件について立件すべきと判断した場合には、公安機関又は検察院は立件しなければならない。

## 2. 知る権利

被害者の知る権利には、二つの内容が含まれる。一つは、被害者が自ら訴訟上

の権利を有するという情報を告知される権利である。もう一つは、被害者が訴訟手続の進行及び刑事司法機関が行った裁定、判決などの情報を告知される権利である。

1996年の刑事訴訟法の改正により、被害者の刑事訴訟の当事者としての法的地位が明確にされ、その訴訟上の権利保護も以前より充実されてきた。しかし、知る権利に関しては、まだ次のような問題が残っている。一つ目は、告知事項が十分でない。刑事訴訟法の規定により、次に掲げる場合には被害者に告知しなければならない。公安機関が立件しない旨の決定をした場合には、立件しない原因を告訴人に通知しなければならない。人民検察院が不起訴の決定をした場合には、不起訴決定書を被害者に送達しなければならない。人民法院が判決をした場合には、被害者に判決書を送達しなければならない。これらの通知事項はいずれも結果の通知である。従って、刑事訴訟法における被害者への告知事項は十分でない。かつ、事前の告知ではない。二つ目は、告知の手続は明確でない。刑事訴訟法以外に、被害者保護に関する専門的な法律がない。被害者に情報を通知するための具体的な手続については、法律で定められていない。三つ目は、実務上、法律の執行が徹底されていない。

被害者にとって、知る権利を有することは、その他の権利を行使する前提である。従って、知る権利は、被害者が有する権利の中で、最も核心的な権利といえよう。現在、被害者の知る権利は、主に刑事司法機関による告知義務の履行という形で実現されている。その外にも、調書の閲覧又は刑事手続への参加などを通じて情報を得ることが考えられる。

また、被害者は如何なる場合に知る権利を有するか、その情報はどこまで告知されるかという問題がある。これらの問題は、技術的な問題だけではない。国家権力と公民の権利、知る権利と個人のプライバシー権などの公民の基本的な権利との競合問題でもある。従って、まず、刑事訴訟法において既に規定されている被害者の権利について、公安機関、検察院又は法院は、きちんと被害者に告知しなければならない。捜査段階においては、被害者の知る権利が限られていること<sup>9)</sup>に鑑み、捜査の進行状況、捜査終了後の被疑者の身柄状況などを、被害者に通知するべきである。被害者に告知すべき又は通知を送達すべき事項については、

明確に期限を定めるべきと考える。また、受刑者に関する情報も被害者に告知すべきである。最後に、被害者の知る権利を保障するため、その保障するシステムを設けるべきである。例えば、告知、通知又は送達の義務を履行しない者に対し、行政的又は経済的な処分を与えること、正当な理由がなく、告知、通知又は送達の期間を延期した場合には、その段階で訴訟期間を中断し、被害者に告知、通知又は送達された日から、改めて期間を計算すること、などが考えられる。

### 3. 訴訟代理人に委託する権利

被害者が、訴訟代理人に委託し、刑事訴訟に参加させるのは、その訴訟上の権利を守るためである。まず、被害者は、自らの法律知識が不足している。また、被害者は、犯罪行為により侵害され、身体的又は精神的に刑事手続に参加できず、又は参加したくない状況にある場合もある。これらの場合に、訴訟代理人に委託し、刑事手続に参加させるのは、被害者にとって極めて重要なことである。

刑事訴訟法によれば、公訴手続において、被害者又はその法定代理人若しくは近親者は、移送された事件が起訴審査に付された日から、訴訟代理人に委託する権利を持つ。被害者は、検察院に事件が移送され起訴審査段階に至ってからはじめて訴訟代理人に委託する権利を有する。即ち、立件及び捜査段階においては、訴訟代理人に委託することができない。また、訴訟代理人は、証拠を調べる権利がない。

従って、より早い段階に、訴訟代理人に委託する権利を与えるべきと考えられる。そして、訴訟代理人には、被害者の訴訟上の権利に対応した、より広い訴訟上の権利が与えられるべきである。被害者の委託を受けているのであるから、その権利はきちんと守られるべきである。

### 4. 法律援助を受ける権利

被害者は、法律により、訴訟代理人に委託する権利を有する。しかし、被害者は、経済的な理由で、訴訟代理人に委託することができなければ、訴訟代理人に

---

9) 証拠とされる鑑定意見についての情報だけが告知される。

委託する権利を行使することができない。そのため、被疑者・被告人と同様に法律援助を受ける権利が与えられるべきである。しかし、刑事訴訟法では、この権利について、明確に規定されていない。

中国では、初めて立法の形で法律援助が規定されたのは、1996年に改正された刑事訴訟法においてである。しかし、条文において、被疑者・被告人に対する法律援助だけが規定され、被害者に対する法律援助は明確には規定されなかった。2012年に改正された刑事訴訟法にも、被害者に対する法律援助に関する明確な条文はなかった。被害者は、刑事訴訟法により訴訟代理人に委託する権利を有する以上、経済的な理由などで法律援助を受けることもできると主張する権利がある<sup>10)</sup>。

1996年5月15日に公布された「中華人民共和国弁護士法」の規定により、公民は、刑事訴訟において、弁護士の援助を必要とし、かつ、弁護士費用を支払えないとき、国の規定により法律援助を請求することができる。この規定に基づき、被害者の法律援助権は「刑事訴訟」に含まれていると理解できる。

2003年7月21日に公布された「法律援助条例」には、犯罪被害者に対する法律援助についての定めがあった。同条例第11条の規定により、公訴事件の被害者又はその法定代理人若しくは近親者は、移送された事件が起訴審査された日から、経済的な困難により訴訟代理人に委託しなかった場合には、法律援助を申請することができる。しかし、援助手続や内容などは具体的に規定されていない。

2013年2月4日に改正された「刑事訴訟法法律援助業務に関する規定」には、犯罪被害者に対する法律援助の申請時間及び責任機関、検察院の告知義務が規定されている。具体的には、公訴事件の被害者又はその法定代理人若しくは近親者は、経済的な困難により訴訟代理人に委託しなかった場合には、事件を担当する検察院又は法院の所在地の同級の司法行政機関に所属する法律援助機構に法律援助を申請することができる（同規定第3条）。そして、検察院は、起訴審査の事件を受け付けた日から3日以内に、被害者又はその法定代理人若しくは近親者に対し、訴訟代理人に委託する権利を有し、かつ、経済的な困難があるときに法律

---

10) 高貞. 加强刑事被害人法律援助的对策建议 [J]. 中国司法, 2008, (09): 79-83.

援助機構に法律援助を申請することができることを告知しなければならない。

刑事訴訟法において、被害者の法律援助を受ける権利を明確に規定するべきである。さらに、被害者の法律援助の手続について、具体的かつ明確に定める必要がある。捜査段階から、被害者に法律援助を受ける権利を与えるべきである。

## 5. 不起訴決定に対する救済権

IIの5で述べたように、被害者は、検察院の不起訴決定に対し、一級上の検察院に申し立てる権利又は法院に起訴する権利を有する。即ち、二つのルートがある。一つ目は、被害者は、まず一級上の検察院に申し立て、検察院が不起訴の決定を維持する場合には、法院に起訴をする。二つ目は、被害者は、直接に法院に起訴する。一つ目のルートを使って、検察院に公訴を提起してもらうのはよいが、それ以外は、法院に私訴を提起することになる。この場合、本来公訴事件であった事件は、私訴の手続に通じて裁判されることになる。それがどう評価されるかは別として、私訴手続においては私訴人（被害者）に立証責任を負わされるため、被害者にとっていい結果になるとは限らない。

不起訴決定に対する救済の権利について、日本の検察審査会制度及びその経験は、参考になると考える。中国では、人民監督員制度がある。しかし、人民監督員は、その組織が検察院に所属し、その監督する事件の種類も限られているため、日本の検察審査会制度などを参考して、人民監督員制度を改革する必要があると考える。

## 6. 控訴請求権

IIの8で述べたように、被害者は、検察院に控訴するよう請求する権利を有する。即ち、被害者は独立の控訴権を持っていない。被害者が控訴権を有するべきか否かについては、議論が少なくない。その中で、被害者が独立な控訴権を持つべきと主張する学者は少なくない。その主な論拠として、被害者が控訴権を持つことは、被害者の訴訟主体としての地位と一致しており、刑事手続の目的が主に被告人の権利保障から被害者と被告人両方の権利保障に変わってきていることを示すのであり、また、国家利益は被害者の利益に取って代わることはない、など

が挙げられる<sup>11)</sup>。反対する学者は、被害者が控訴権を有するとすれば、被告人の刑罰を重くすることができることになり、不利益変更禁止原則に違反すると主張する<sup>12)</sup>。

不利益変更禁止原則は、被告人の権利・利益を保護する視点からの原則であり、被害者の権利を侵害するものになってはならない。従って、反対説の不利益変更禁止原則に違反するという主張には直ちに同意できない。しかし、少なくとも、現在の刑事訴訟構造においては、公訴事件の被害者に独立の控訴権を付与すべきものではないと考える。

#### IV 結語

中国における犯罪被害者の保護・救済に関する研究を概観すると、多くの研究は、経済的な視点から、被害者の支援、救済又は権利保護の問題を検討してきた。それらに対し、本稿では、中国の刑事訴訟手続における被害者の訴訟上の権利の保護について検討を試みた。刑事訴訟法に基づいて、被害者の当事者としての訴訟地位に着目し、公訴事件における被害者の訴訟上の権利を紹介した。それは、現行刑事訴訟法において、被害者には比較的広汎な訴訟上の権利が与えられているにもかかわらず、実務上、被害者の訴訟上の権利は十分に保護されていないからである。本稿において、被害者の訴訟上の権利が十分に行使されていない原因を分析した上、その解決方法について検討を行った。なお、現行法は、被害者の執行手続への参加権について定めていないため、本稿では検討しないことにした。

犯罪被害者の訴訟上の権利の保護を実現するためには、訴訟上の権利にかかる立法はもちろんのこと、被告人の権利保護を中心とする訴訟理念から、被告人と被害者両方の権利保護を中心とする訴訟理念への転換も必要である。これは、2012年に改正された刑事訴訟法に新たに追加された「人権」の「尊重、保障」

---

11) 李洪杰、陈乾. 刑事被害人上诉权研究 [J]. 黑龙江省政法管理干部学院学报, 2004. (6): 84-86; 李慧英. 从被害人在刑事诉讼中的利益谈被害人的上诉权 [J]. 江苏公安专科学校学报, 2001. (4): 111-115.  
12) 房保国. 被害人的刑事程序保护 [M]. 北京: 法律出版社, 2007: 209-210.

の趣旨とも一致している。今後は、被害者が訴訟上の権利を行使できるよう、その権利行使に繋がるような具体的な手続などについて研究する努力が求められる。